諮問庁:出入国在留管理庁長官

諮問日:平成30年10月4日(平成30年(行個)諮問第172号)

答申日:令和元年8月29日(令和元年度(行個)答申第53号)

事件名:本人が行った難民認定申請及び認定をしない処分に対する審査請求に

関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、 審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月21日付け管東総第1781号により東京入国管理局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その決定の取消しを求める。

なお、諮問庁は、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を 改正する法律の施行に伴い、平成31年4月1日付けで出入国在留管理庁 長官となった。

2 審査請求の理由

(1)審査請求書

- ア 平成30年5月21日付「保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)」記2記載の(1)記載の理由には、まったく合理性がない。保有個人情報に記載されている東京入国管理局職員の氏名及び印影部分その他開示請求者以外の者に係る情報は、審査請求人の処分に係る東京入国管理局職員の責任の所在を明らかにするものであって、法14条2号の規定に無関係のものである。これを開示から除外される理由には、正当性が全くない。
- イ 上記通知記2記載の(2)記載の理由には、まったく合理性がない。 まず、指摘の対象が文書のどの部分であるかまったく不明確である。 次に、審査請求人に対する不利益処分に適切に反論をするためには、 不利益処分の理由に係わる東京入国管理局職員の意見の記録が開示さ

れていなければならないのであって、審査請求人の不利益処分との関係ではむしろ「行政機関における率直な意見の交換」内容の是非が検証されなければならず、「意思決定の中立性」が健全に保たれて名という点こそ検討されなければならないのである。法14条で、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすれるよれは事業の適正な遂行に支障を及ぼすれる。法14事業がある」というのであるが、漠然且つされる審査請求とれずまであるが、次がであるが、次がであるが、次がであるが、次がであるが、次がであるによれば身の危険によれずのであるによいのであることから比較すると、上記の理由はおよでを審査請求という、「行政機関における率は対する保有個人情報不開示という、「行政機関における率直性を裏付けるものにはなり得ない。「行政機関における率直性を裏付けるものにはなり得ない。「行政機関におけて意見であるにはなり得ない。「行政機関におけて意見であるにもであるがどうかチェックするにも極めて重要な情報である。

これらを理由とする部分不開示処分には、まったく合理性がない。

- ウ 上記通知記 2 記載の(3)記載の理由には、前段と後段とまったく性質の相違する事柄が並べられ、いずれも同じ理由で「部分不開示」処分の理由とされている。しかし、少なくとも前段の「難民認定手続に係る当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価」については、審査請求人の難民の認定をしない処分という不利益処分理由に直接結びつく重要な情報であって、これが理由として開示されないのは、難民の認定をしない処分の正当性の検証、反論等を十分なものにすることができず、審査請求人を適正手続の保障の対象から疎外してしまうものである。「難民認定手続に係る当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価」こそ、むしろ審査請求人に広く開示されるべき情報というべきである。これと「国の機関が行う事務に関する情報である当局システムに係わる情報」の記録と同列に並べ、不開示の理由とするのは馬鹿げていると言わざるを得ない。
- エ 以上のとおり、「不開示とした理由」には、合理的な理由を欠くも のであって、いずれも保有個人情報を審査請求人との間で不開示とす る必要性も、正当性も、妥当性も存在しないのである。

(2)意見書

ア 理由説明書(以下,第2の2(2)において「同書」という。) 同書の1(後記第3の1)に記載の「本件経緯」はおおむね認める。

- イ 同書の2(後記第3の2)に記載の「審査請求人の主張の要旨」は、 正確には審査請求書の4(前記第2の2(1))に記載の「審査請 求の理由」記載のとおりである。
- ウ 同書の3(後記第3の3)に記載の「諮問庁の考え方」については、 (ア)同書の3(1)(前同3(1))に記載の「難民認定手続につい て」記載は、概ねそのとおりである。
- (イ) 同書の3(2)(前同3(2))に記載の「不開示情報該当性に ついて」の総論部分の「なお書き」に言及されている「別表」が不 存在である。審査請求人側に対し、同書の本文から区分され不開示 とされる理由も付されていない。本件理由開示そのものが不完全で 不当なものである、と言わざるを得ない。
 - a 同書の3(2)ア(前同3(2)ア)に記載の第一段落にいう 「入国警備官又は入国審査官の氏名等」は、法14条2号ハに該 当する「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当 該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る 部分」は、開示義務の対象になる。

また,諮問庁が自ら言うように「当局職員が行う事務は、強制力を伴い、仮放免手続(当審査会注:「難民認定手続」の誤記である。)における許否判断を行う上での参考となる重要なもの」であるから、その職務の重要性に鑑みて、その責任の所在は一層明らかにされなければならない。氏名等の匿名性に隠れて、強制力の伴う重要な事務が無責任に行われてはならないことは、人権保障上、当然のことである。

さらに、「氏名を公にすることにより、職員個人がひぼう中傷 又は攻撃の対象となるおそれがある。」というのであるが、これはまったく根拠のない抽象的な危惧にすぎない。具体的な危 険が生じた場合、すなわち、公務員が職務遂行に当たり、「暴 行又は脅迫」を受けた場合は、公務執行妨害罪(刑法95条) 違反に問われ、刑事罰が科される。公務員の氏名を公にするこ とにより個人の権利利益を害する場合とは、抽象的な危険があ る場合ではなく、個人の公務員の身体、生命等に危険の及ぶ 「暴行及び脅迫」行為が具体的に迫っている場合に限るべきで ある。

一般的に、強制力を行使し、権利利益侵害に結びつく重要な職務を行使する公務員については、比例の原則に基づく慎重な責任ある調査、判断をすべきなのであるから、このような判断過

程の適正妥当性の検証・検討に資するような開示対象に、少なくとも「当該公務員の職及び当該公務員等の職(原文ママ)及び当該職務遂行の内容に係る部分」はもちろん、これに密接する公務員等の氏名等も含まれるべきである。

b 同書3の(2)イ(前同3(2)イ)に記載の「当局職員の意見」の情報は、「開示された場合、不利益処分を受けた外国人又はその関係者がその処分に不満を持ち、当局職員に対して、ひぼう中傷、いやがらせなどの行為におそれが生じ」などとしているが、それは、当該「当局職員の意見」がそれだけ請求の許否の判断に大きな影響を持つことを裏書きしている。むしろ率直な意見交換が十分になされ、意思決定が中立に行われたか、をチェックするために、また、審査請求人の入管当局を相手にする難民審査請求の対象になる難民不認定処分について、不満を持つとしたら、その判断の過程で出てきた「当局職員の意見」を十分に検討する機会を与えなければならない。そうでなければ、難民の認定をしない処分について不服申立(審査請求)制度は、中身のない空疎なものになってしまう。

特に、審査請求人が求める「当局職員の意見」の開示は過去のものの範囲に限られており、これを開示されたからといって、いまさら今後の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性」が新たに損なわれることはあり得ないことである。

また、前述の通り、もともと諮問庁は「当局職員」の氏名等を原則として非公開としているのであるから、具体的に「当局職員に対して、ひぼう中傷、いやがらせなどの行為」がなされるとは、到底考えられない。

c 同書の3(2)ウ(ア)(前同3(2)ウ(ア))に記載の「当局の着眼点、調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価」は、諮問庁の処分の前提たる事実の適正を判断する重要な事項(①当局の着眼点は、いたずらに偏見に基づく不公平な視点ではないのか、②調査方法・調査対象等が適切妥当か、③調査内容の粗密、妥当性、正確性は問題ないか、④これに基づく事実は正確なものか、⑤この事実に対する評価は適正妥当なものかなど。)であって、これこそ審査請求人の利害に関わる重要な内容として開示されるべき事柄である。これについて、「容疑者において、当局の調査を受けるに当たって、本邦在留を画策するための対策を講ずることを可能ならしめるなど、当

局の事務の適正な遂行に支障を及ぼす」というのであるが、本件のように調査が終結している場合に妥当する懸念とも思えず、いまさら本邦在留を画策して対策を講じることなど意味も無く、あり得ないことである。まったく心配のいらない他事考慮をしている、というほかない。

なお,同書の3(2)ウ(イ)(前同3(2)ウ(イ))の事 実についての開示までは求めない。

エ まとめ

以上のとおりであるが、特に、同書の3(2)イ「当局職員の意見」、及び同書の3(2)ウ(ア)「当局の着眼点、調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価」については、審査請求人の審査の理由を、諮問庁の処分理由に適確、妥当に反論して明示するためにも、開示されるべき必要最低限度の情報である。いずれにしろ、これらを不開示とする諮問庁の理由は、合理性を欠き、理由もなく不開示の理由を拡張し、法の適正手続を欠く内容になっている。

すみやかに「全部開示」とすることを請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件経緯
- (1)審査請求人は、平成30年3月20日(受付同日)、処分庁に対し、 法の規定に基づき、請求する対象を別紙の1に掲げる文書に記録された 保有個人情報として開示請求を行った。

なお、審査請求人は、以前にも処分庁に対して同様の開示請求を行い、 部分開示決定を受けているところ、処分庁は、本件開示請求の際、審査 請求人に対し、同様の開示請求を行っても不開示部分は変わらない可能 性が高いこと及び処分に不服があれば審査請求ができることについて教 示をしているが、審査請求人は、当該開示請求を継続した。

- (2) 当該開示請求に対し、処分庁は、対象文書を別紙の2に掲げる文書と特定の上、部分開示決定(原処分)をするとともに、刑事事件の裁判等に係る個人情報が記載されている文書及び部分を、法45条1項の規定(適用除外)に基づき不開示決定(平成30年5月21日付け管東総第1782号)をした。
- (3)本件は、この原処分について、平成30年8月17日、法務大臣に対して審査請求がなされたものである。

なお, 法 4 5 条 1 項の規定(適用除外)に基づく不開示決定に対しては, 審査請求はなされていない。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、大意以下のとおり主張し、不開示部分全ての開示を求めている。

- (1) 東京入国管理局職員の氏名及び印影部分その他開示請求者以外の者に係る情報は、処分に係る東京入国管理局職員の責任の所在を明らかにするものであって、法14条2号の規定に無関係のものである。
- (2) 「当局職員の意見」を不開示としているが、その対象が文書のどの部分であるか不明確である。

審査請求人に対する不利益処分に適切に反論するためには,不利益処分の理由に係る東京入国管理局職員の意見の記録が開示され,その「行政機関における率直な意見の交換」の内容の是非が検証されるべきであり,「意思決定の中立性」が健全に保たれているのか検討されなければならない。

「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とされているが、漠然かつ極めて抽象的な「おそれ」にすぎず、保有個人情報の不開示によってもたらされる審査請求人の不利益が難民の認定をしない処分であることから比較すると、上記の理由は不開示という処分に必要性、正当性、妥当性を裏付けるものにはなり得ない。

(3)「難民認定手続に係る当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実 関係やその評価」については、審査請求人の難民の認定をしないという 不利益処分の理由に直接結びつく重要な情報であって、これが不開示と なれば、難民の認定をしない処分の正当性の検証、反論等を十分なもの にすることができず、審査請求人を適正手続の保障の対象から疎外して しまうものである。

これと「当局システムに係る情報」を同列に並べ、同一の理由で不開示とすることは不適切である。

- 3 諮問庁の考え方
- (1) 難民認定手続について
 - ア 難民認定申請手続
 - (ア)本邦にある外国人は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)61条の2第1項の規定に基づき、難民認定の申請をすることができる。
 - (イ)難民であることを証明する責任は申請者側にあるが、申請者の立証が十分でないからといって直ちに難民の認定をしないこととしたのでは適正な難民の認定が確保できないので、難民調査官が行う事実の調査(入管法61条の2の14)により申請者の陳述等の裏付

け調査を行うほか、必要があれば申請者に更に立証の機会を与える こととなる。

- (ウ) 法務大臣は、提出された資料等に基づき、難民の認定をしたときは、当該外国人に対して難民認定証明書を交付し、その認定をしないときは、当該外国人に対して理由を付した書面をもってその旨を通知する。
- イ 難民の認定をしない処分に対する審査請求
- (ア)難民の認定をしない処分を受けた外国人は、入管法61条の2の 9の規定に基づき、法務大臣に対し、当該処分について審査請求を することができる。
- (イ)審査請求がなされた場合,難民審査参与員は,口頭意見陳述等の 審理手続を主宰した上で,法務大臣に対し,裁決に関する意見書を 提出する。
- (ウ) 法務大臣は、難民審査参与員の意見を聴いた上で、当該審査請求 に対する裁決を行うこととなる。
- (2) 不開示情報該当性について

原処分において不開示とした部分の不開示情報該当性は次のとおりである。

なお、対象文書の詳細な不開示部分とそれぞれに該当する不開示情報 については、別表により示すこととする。

ア 当局職員の氏名及び印影部分その他開示請求者以外の者に係る情報 (法14条2号該当)

入国警備官又は入国審査官の氏名は、国立印刷局編「職員録」(以下「職員録」という。)に掲載されている統括審査官以上(一部上席審査官を含む。)の職位にある職員の氏名を除いて、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)」(以下「申合せ」という。)において、公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当するところ、本件対象文書には、当局職員の氏名及び印影部分等に係る情報が記載されており、当局職員が行う事務は、強制力を伴い、仮放免手続(当審査会注:「難民認定手続」の誤記である。)における許否判断を行う上での参考となる重要なものであることから、氏名を公にすることにより、職員個人がひぼう中傷又は攻撃の対象となるおそれがある。

また、本件対象文書中のその他の開示請求者以外の個人に関する情

報は、法14条2号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により開示請求者 以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合す ることにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができ ることとなるものを含む。)」に該当する。

したがって、これらの情報は、法14条2号イに係る部分を除いて 同号に該当することから、不開示を維持することが相当である。

イ 当局職員の意見(法14条6号及び7号柱書き該当)

本件不開示部分には、当局職員の意見が含まれているところ、当該情報は当局内部における意思決定に係る情報であり、これが開示された場合、不利益処分を受けた外国人又はその関係者等がその処分に不満を持ち、当局職員に対して、ひぼう中傷、いやがらせなどの行為に及ぶおそれが生じ、そのような行為を職員が恐れることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法14条6号に該当すると認められる。

したがって、当該部分については、法14条6号に該当し、その結果として同条7号柱書きに該当すると認められるため、不開示を維持することが相当である。

- ウ 当局の着眼点、調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価並び に当局システムに係る情報(法14条7号柱書き該当)
 - (ア) 当局の着眼点,調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価本件不開示部分には,当局の着眼点,調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価が含まれているところ,これらの情報が開示された場合,難民認定の許否を判断する上での当局の具体的な調査手法や着眼点が明らかとなり,申請者において,当局の調査を受けるに当たり,難民と認定されるべく事前に供述内容を創作するなどの対策を講じることを可能ならしめ,当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼす場合がある。

したがって、法14条7号柱書きに該当すると認められることから、不開示を維持することが相当である。

(イ) 当局システムに係る情報

本件不開示部分には、当局が出入国審査、在留審査、退去強制、 難民認定等の各手続のために使用する外国人出入国情報システムの 端末画面を印刷したものが含まれているところ、これはシステム内 部の情報であり、システムの構成や設計と密接に関連するものであ ることから、これを開示した場合、システムに潜む脆弱性を含む設計が推認され、同システムへの不法な侵入及び破壊などの攻撃を誘発し、当局の情報管理に係る安全性が損なわれ、当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、法14条7号柱書きに該当すると認められることから、不開示を維持することが相当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、原処分を維持し、 審査請求を棄却することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年10月4日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月15日 審議

④ 同年11月8日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 令和元年6月21日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑥ 同年8月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報(以下「本件請求保有個人情報」という。)の開示を求めるものであるところ、処分庁は、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報)を特定した上で、その一部(不開示部分は、別表1及び別表2の「不開示とする部分」欄のとおり。)が法14条2号、6号及び7号柱書きの不開示情報に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、 原処分を妥当としている。

なお、審査請求人は、審査請求書において、刑事事件の裁判等に係る個人情報が記載されている文書及び部分は、審査請求に係る処分の内容から除く旨記載しており、また、意見書において、当局システムに係る情報については、開示を求めないとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、上記の不開示部分のうち、法45条1項に定める適用除外に該当する情報及び当局システムに係る情報を除く不開示部分(以下「本件不開示部分」という。)の不開示情報該当性について検討す

る。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分は、原処分における不開示部分のうち、①当局職員の氏名及び印影部分その他開示請求者以外の者に係る情報、②当局職員の意見に係る情報、③当局の着眼点、調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価に係る情報が記録されているとして不開示(不開示理由は、別表の「法14条の適用号」欄のとおり。)とされた部分であるところ、諮問庁は、本件不開示部分について、上記第3の3(2)のとおり説明するので、順次検討する。

- (1) 当局職員の氏名及び印影部分その他開示請求者以外の者に係る情報 (法14条2号該当)について
 - ア 東京入国管理局職員の氏名及び印影
 - (ア) 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、別紙の2(1)に掲げる文書の5頁、6頁、32頁、35頁、47頁ないし49頁、57頁ないし63頁、72頁及び74頁ないし76頁並びに別紙の2(2)に掲げる文書の2頁、6頁及び15頁において、東京入国管理局職員の氏名(姓のみを含む。)及び印影が不開示とされており(具体的には、別表1及び別表2に記載したとおり。以下同じ。)、当該氏名及び印影は、いずれも、法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報に該当する。
 - (イ)次に、法14条2号ただし書該当性について検討する。
 - a 各行政機関における公務員の氏名については、申合せによれば、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名について、特段の支障の生ずるおそれのある場合を除き、公にするものとされており、当該部分は当該職員の職務遂行に係る情報に該当するが、諮問庁は、当該職員について、違反審査等退去強制手続に対する入国警備官又は入国審査官(以下、特別審理官をめ「入国警備官等」という。)に関するものであり、当該職員が行う事務は、強制力を伴い、難民認定手続における許否判断を行う上での参考となる重要なものであるため、氏名を公にすることにより、職員個人がひぼう中傷又は攻撃の対象となるおそれがあるより、職員個人がひぼう中傷又は攻撃の対象となるおそれがあることから、入国警備官等の氏名は、職員録に掲載されている統括審査官以上(一部上席審査官を含む。)の職位にある職員の氏名を除いて、申合せにおいて、公にするものから除外して、名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当すると説明する。

- b 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、当時の東京入国管理局の組織図及び地方入国管理局組織規則を提示させ、その内容を確認させたところ、上記の氏名及び印影は、いずれも違反調査、違反審査等退去強制手続に従事している入国警備官等のものと認められる。
- c そして、入国警備官等が行う事務は、強制力を伴い、また、本 邦在留を認めるか否かの裁決を行う上での参考となるものである ことから、当該退去強制手続に従事している入国警備官等の氏名 が公にされると、退去強制手続によって不利益処分を受けた外国 人又はその関係者等から逆恨みをされることにより、入国警備官 等個人へのひぼう、中傷又は攻撃等がされる危険性があることは 否定できず、上記諮問庁の説明は、合理性があるものと認められ る。

そうすると、入国警備官等の氏名については、申合せが公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当する。

また、当審査会において特定年A版及び特定年B版の職員録を確認したところ、当該職員の氏名はこれらに掲載されていない。 ほかに当該不開示部分について、審査請求人が法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されていると認めるに足りる事情はないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認

- (ウ) また、当該不開示部分は、個人識別部分であって、法15条2項 による部分開示の余地もない。
- (エ)以上のことから、当該不開示部分は、法14条2号に該当するので、不開示としたことは妥当である。
- イ 通訳人の氏名及び印影等

められない。

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、別紙の2(1)に掲げる文書の29頁、36頁、42頁、58頁ないし60頁及び71頁並びに別紙の2(2)に掲げる文書の14頁において、通訳人(翻訳者)の氏名、住所及び印影が不開示とされており、これらはいずれも通訳人個人に関する情報であると認められる。これらの情報は、いずれも法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定

されている情報とすべき法令の規定も慣行も存しないことから、同 号ただし書イに該当するとは認められず、また、同号ただし書口及 びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であって、法15条2項による 部分開示の余地もないことから、法14条2号に該当し、不開示と したことは妥当である。

ウ 上記を除く第三者に係る情報

当審査会で本件対象保有個人情報を見分したところ,別紙の2 (1)に掲げる文書の2頁及び73頁において,審査請求人以外の 者に係る生年月日,留学時期,在留期限,処分年月日・内容,氏名 及び国籍等が不開示とされており,これらの情報は,いずれも法1 4条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し,審査請求人が知 ることができ,又は知ることが予定されている情報とすべき法令の 規定も慣行も存しないことから,同号ただし書イに該当するとは認 められず,また,同号ただし書口及びハに該当する事情も認められ ない。

法15条2項による部分開示について検討すると、当該部分のうち、 氏名等個人識別部分については部分開示の余地はなく、それ以外の 部分については、これを開示すると、開示請求者以外の個人の権利 利益が害されるおそれがないとは認められないことから部分開示は できず、法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 当局職員の意見(法14条6号及び7号柱書き該当)について 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、別紙の2 (1) に掲げる文書の4頁、43頁及び44頁において、難民該当性に 関する意見、庇護事情の有無、入管法61条の2の4第1項6号に係る 事情の概要及び難民調査官の意見が不開示とされていることが認められ る。

これらの不開示部分は、事案概要書と題する書面の報告部分の一部や、 仮滞在許可に係る意見書の許可又は不許可の欄及び難民調査官の意見記 載欄に記録された情報であって、審査請求人に係る難民認定申請手続に おいて、当局職員の検討結果や意見が具体的に記載されていると認めら れる。

そうすると,難民認定申請手続に係る事務の性質や当該不開示部分の 記載内容等を併せ考えれば,当該不開示部分を開示すると,不利益処分 を受けた外国人又はその関係者等がその処分に不満を持ち,当局職員に 対して、ひぼう中傷、嫌がらせなどの行為に及ぶおそれが生じることから、当局職員が、かかる事態を恐れることにより、率直な意見交換又は 意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある旨の諮問庁の説明は、 首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、法14条6号に該当し、同条7号柱 書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 当局の着眼点、調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価に係る 情報(法14条7号柱書き該当)について

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ,別紙の2 (1)に掲げる文書の2頁ないし4頁,35頁,44頁及び63頁並びに別紙の2(2)に掲げる文書の15頁において,本事案に係る調査結果,前科照会書の宛先,その他の除外事項の有無欄,欄外の手書き記載部分等の一部が不開示とされており,これらの不開示部分は,当局が把握した事実関係に関する情報が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

そうすると、難民認定申請に係る事務の性質や当該不開示部分の記載 内容等も併せ考えれば、当該不開示部分が開示されると、当局の具体的 な調査手法や着眼点が明らかとなり、難民認定申請者において当局の調 査を受けるに当たって対策を講じることを可能ならしめる旨の諮問庁の 説明は首肯できるから、当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ があると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について
 - 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、6号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条2号、6号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣,委員 池田陽子,委員 木村琢麿

別紙

1 本件請求保有個人情報が記録された文書

開示請求者本人の退去強制手続においてと開示請求者本人が行った難民認定申請(特定記号番号A)において、開示請求者本人が行った難民の認定をしない処分に対する審査請求(特定記号番号B)において、東京入国管理局が保有する全て書類、これを前回に貰ったんですが、でも紙の真っ黒に数が多いから読む事が出来ません、だから今回はお願い事がもう一度綺麗に直す(原文ママ)して下さい、よろしくお願いします。

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

- (1)特定年月日Aに開示請求者本人が行った難民認定申請(特定記号番号A)において、東京入国管理局が保有する全ての書類(刑事事件の裁判等に係る個人情報が記載されている文書及び部分を除く。)
- (2)特定年月日Bに開示請求者本人が行った難民の認定をしない処分に対する審査請求(特定記号番号B)手続について、開示請求日において、東京 入国管理局が保有する全ての書類

別表1 (別紙の2 (1) に掲げる文書の不開示部分ごとの不開示理由)

	(別紙の2(1)に拘りる又音の个用	が即りてこの行動	/// // // // // // // // // // // // //
頁	不開示とする部分	不開示とする内	法14条の適
		容の要旨	用号
2	表題の右の部分	当局の着眼点等	7号柱書き
	1 (7)の1行目の後半から2行目	審査請求人以外	2 号
	の前半まで	の個人情報	
	1 (7)の2行目の後半	当局の着眼点等	7号柱書き
	2の1行目から5行目まで,7行	同上	同上
	目,8行目,10行目及び11行目		
	2の6行目及び9行目	適用除外	
3	5 の全て	当局の着眼点等	7号柱書き
4	5の全て	同上	同上
	6の全て	当局職員の意見	6号, 7号柱
			書き
	7の全て	同上	同上
5	担当官の印影	審査請求人以外	2号
		の個人情報	
6	担当官の印影	同上	同上
	担当官の氏名	同上	同上
2 9	翻訳者の氏名	同上	同上
3 2	担当官の印影	同上	同上
	担当官の姓	同上	同上
	受入先欄	適用除外	
3 3	全部	当局システムに	7号柱書き
		係る情報	
3 5	担当官の印影	審査請求人以外	2号
		の個人情報	
	取扱者の姓	同上	同上
	宛名	当局の着眼点等	7号柱書き
	下記5の一部	同上	同上
	前科回答書欄の一部	同上	同上
3 6	通訳人の住所	審査請求人以外	2号
		の個人情報	
	通訳人の氏名	同上	同上
	通訳人の印影	同上	同上
!			<u>.</u>

4 2	通訳人の印影	同上	同上
	通訳人の氏名	同上	同上
4 3	許可及び不許可欄	当局職員の意見	6号, 7号柱
			書き
	1のやむを得ない事情欄チェックボ	同上	同上
	ックス		
	当該事情の概要欄	同上	同上
4 4	3に係るチェックボックス	当局の着眼点等	7号柱書き
	意見記載欄の一部	当局職員の意見	6号,7号柱
			書き
4 7	担当官の印影	審査請求人以外	2号
		の個人情報	
4 8	担当官の印影	同上	同上
4 9	担当官の印影	同上	同上
5 7	担当官の印影	同上	同上
5 8	担当官の印影	同上	同上
	通訳人の氏名	同上	同上
5 9	担当官の印影	同上	同上
	通訳人の氏名	同上	同上
6 0	担当官の印影	同上	同上
	通訳人の氏名	同上	同上
6 1	作成者の印影	同上	同上
6 2	作成者の印影	同上	同上
6 3	文書番号の右の部分の一部	当局の着眼点等	7号柱書き
	担当官の印影	審査請求人以外	2号
		の個人情報	
7 1	通訳人の住所	同上	同上
	通訳人の氏名	同上	同上
	通訳人の印影	同上	同上
7 2	担当官の印影	同上	同上
7 3	リスト中、1行目から12行目ま	同上	同上
	で、及び14行目から16行目まで		
7 4	担当官の印影	同上	同上
7 5	担当官の印影	同上	同上
7 6	担当官の印影	同上	同上

別表2 (別紙の2 (2) に掲げる文書の不開示部分ごとの不開示理由)

頁	不開示とする部分	不開示とする内	法14条の適
		容の要旨	用号
2	担当官の印影	審査請求人以外	2号
		の個人情報	
6	担当官の印影	同上	同上
1 4	翻訳者の氏名	同上	同上
1 5	担当官の印影	同上	同上
	担当欄の右の部分	当局の着眼点等	7号柱書き